

氏名 (法人にあっては名称)	日本テクノ株式会社
住所	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

自社等発電所(*1) の有無	無		
電気事業の概要	電気エネルギーに関する総合サービス業 1. キュービクル常時監視システム販売および運用改善コンサルティング 2. 高圧電気設備保安管理・点検業務 3. 電気料金自動検針業務（テナントビルの自動検針システム） 4. 電力小売事業 5. 発電事業 ①千葉県袖ヶ浦市にガス火力発電所（10.9万kW）を所有しております。 ②新潟県上越市にガス火力発電所（10.9万kW）を所有しております。 ③茨城県東茨城郡に100%出資である日本テクノパワー株式会社を設立し、太陽光発電による電気を当社需要家に供給しております。 ④子会社にて関西エリアに火力発電所を有しております。 6. 一般電気工事 7. 企業・住宅向け太陽光発電設備の販売 2009年6月より、お客様へサービスの一環として高圧電気設備の保安業務を行っている需要家様に対して、電力小売事業を行っております。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の状況	年 度	基礎二酸化炭素排出量	把握率
	前年度実績（2023年度）	11（千t-CO ₂ ）	100.00（%）
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措置の実施状況	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度目標（2023年度）	0.420（kg-CO ₂ /kWh）	0.500（kg-CO ₂ /kWh）
	前年度実績（2023年度）	0.475（kg-CO ₂ /kWh）	0.412（kg-CO ₂ /kWh）
	（措置の実施状況） ・2013年5月より100%子会社である、日本テクノパワー株式会社（いばらき太陽光発電所）からの太陽光発電による再生可能エネルギーを調達しております。 ・木質チップ燃料を利用した他社バイオマス発電所からの電力調達を行っております。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度目標（2023年度）	- (千kWh)	- (%)
	前年度実績（2023年度）	- (千kWh)	- (%)
	(措置の実施状況)		
	広島市内に自社等発電所はございません。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度目標（2023年度）	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	前年度実績（2023年度）	3,076 (千kWh)	12.87 (%)
	(措置の実施状況)		
	引き続き、木質バイオマス発電所からの再生可能エネルギーを調達いたします。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況	各自治体の清掃工場余剰電力売却入札に積極的に参加してまいります。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置の実施状況	広島市内に自社等発電所はございません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況	高圧需要家に電力使用状況を閲覧出来るサービスを提供し、電力の「見える化」と「理解化」でお客様の生産性向上をサポートする「電力コンサルティング」を行なっております。また、電力使用状況の実績などの情報提供を電話や定期的な訪問にて行い、需要家に合わせた運用改善やCO2削減に向けたコンサルティングを行っております。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況	子会社にて需要家に対して、高効率機器の導入・受変電設備の改修・再生可能エネルギー設備の導入など、CO2削減に寄与する設備の拡販を行なっております。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。